

# 設 計 書

工 種	農 森 委
委託番号	第 3 号

課 長	担 当	設計担当者 農地森林整備課 林業基盤担当

年 度	令和 8 年度	作成年月日	令和8年4月8日
委 託 名	浜田森林総合公園および大滝山自然公園 下刈業務委託	委託概要	
委 託 位 置	秋田市浜田字稲見沢地内ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜田森林総合公園内下刈</li> </ul>	
設計金額	¥ —	実施面積 10.18ha <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大滝山自然公園内下刈</li> </ul>	
財源区分	市単独	計 12.03ha	
委 託 期 日	契約締結日の翌日から 令和 8 年 1 0 月 3 0 日 (金) まで		



## 明細表一覽

NO. 1

No.1 浜田森林総合公園内下刈 単独 構造 A=10.18ha(延べ面積)							
名称	規 格	数量	単位	単価	金 額	単価表番号	摘 要
下刈		10.18	ha				
合 計							

No.2 大滝山自然公園内下刈 単独 構造 A=1.85ha(延べ面積)							
							NO. 2
名称	規 格	数量	単位	単価	金 額	単価表番号	摘 要
下刈		1.85	ha				
合 計							

## 単 価 表

下刈							
							ha当り
名称	規 格	数量	単位	単価	金 額	明細表 及 単価表番号	摘 要
員数	特殊作業員	6.10	人				
	普通作業員	0.70	人				
	諸雑費	1.00	式				人件費の2.0%
直接費小計							
共通仮設費							直接費8.4%
法定福利費							直接費+共通仮設費18%
現場監督費							直接費+共通仮設費21%
合 計							

別紙

委託面積概要

○浜田森林総合公園内下刈

	契約～7月	8月～9月	合計
くり園	—	1.20ha	1.20ha
花木園	2.35ha	—	2.35ha
木の実園	4.29ha	—	4.29ha
梅林園	2.34ha	—	2.34ha
<hr/>			
	8.98ha	1.20ha	10.18ha

○大滝山自然公園内下刈

	契約～7月	8月～9月	合計
管理道	0.47ha	—	0.47ha
遊歩道	1.38ha	—	1.38ha
<hr/>			
	1.85ha	0.00ha	1.85ha

10.83ha	1.20ha	12.03ha
---------	--------	---------

# 下刈業務仕様書

## 第1 一般事項

### 1-1 適用範囲

本仕様書は下刈業務（以下「業務」という。）に適用するものであり、特別な指示のない限り、すべてこの仕様書に従い作業を実施しなければならない。

### 1-2 受託者の義務

1 受託者は、契約の履行にあたり、関係法律等を遵守するとともに、事業実施箇所の利用者及び労務者等の安全確保に十分留意し、火災の予防に万全の措置を講じなければならない。

2 受託者は、受託期間内に業務が完了するよう、円滑に効率的に業務を実施しなければならない。

3 受託者は、業務について十分理解したうえで、業務を適正に実施しなければならない。

### 1-3 管理技術者

受託者は、業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する担当者（以下「技術者」という。）を定め、委託者に届出しなければならない。

### 1-4 疑義

受託者は、この仕様書または業務の実施中に疑義を生じた場合は、技術者を通じて委託者と協議を行い、監督員の指示を受けなければならない。

### 1-5 必要事項の補充

本仕様書に記載のない事項については、監督員がこれを定めるものとする。

## 第2 業務の履行

### 2-1 業務範囲

受託者は、設計図書に示された箇所の下刈を適正に実施しなければならない。

### 2-2 実施計画書

受託者は、業務実施にあたり、具体的な実施方法を記載した実施計画書を委託者に提出し、承諾を得なければならない。

### 2-3 下刈

1 下刈は全刈とし、雑草・笹・萌芽および蔓、その他植栽木の成育に支障となる地表物をできるだけ地際より丁寧に刈り払うこと。

2 刈り払い物の処理については監督員の指示に従うこと。

3 植栽木に巻きついた蔓は、植栽木の成育に支障のないように根本より除去し、その際は植栽木が損傷しないように注意すること。

4 作業の順序は、笹・雑草等繁茂の旺盛な所（沢沿い等）から始め、画一的な実行にならないこと。

5 受託者は、現場写真等により適正に工程管理を行なわなければならない。

## 第3 業務の完了

### 3-1 完了

1 受託者は業務の完了に際して、一切の受託者の機器等を片づけ、かつ撤去し、現場及び業務にかかる部分を清掃しなければならない。

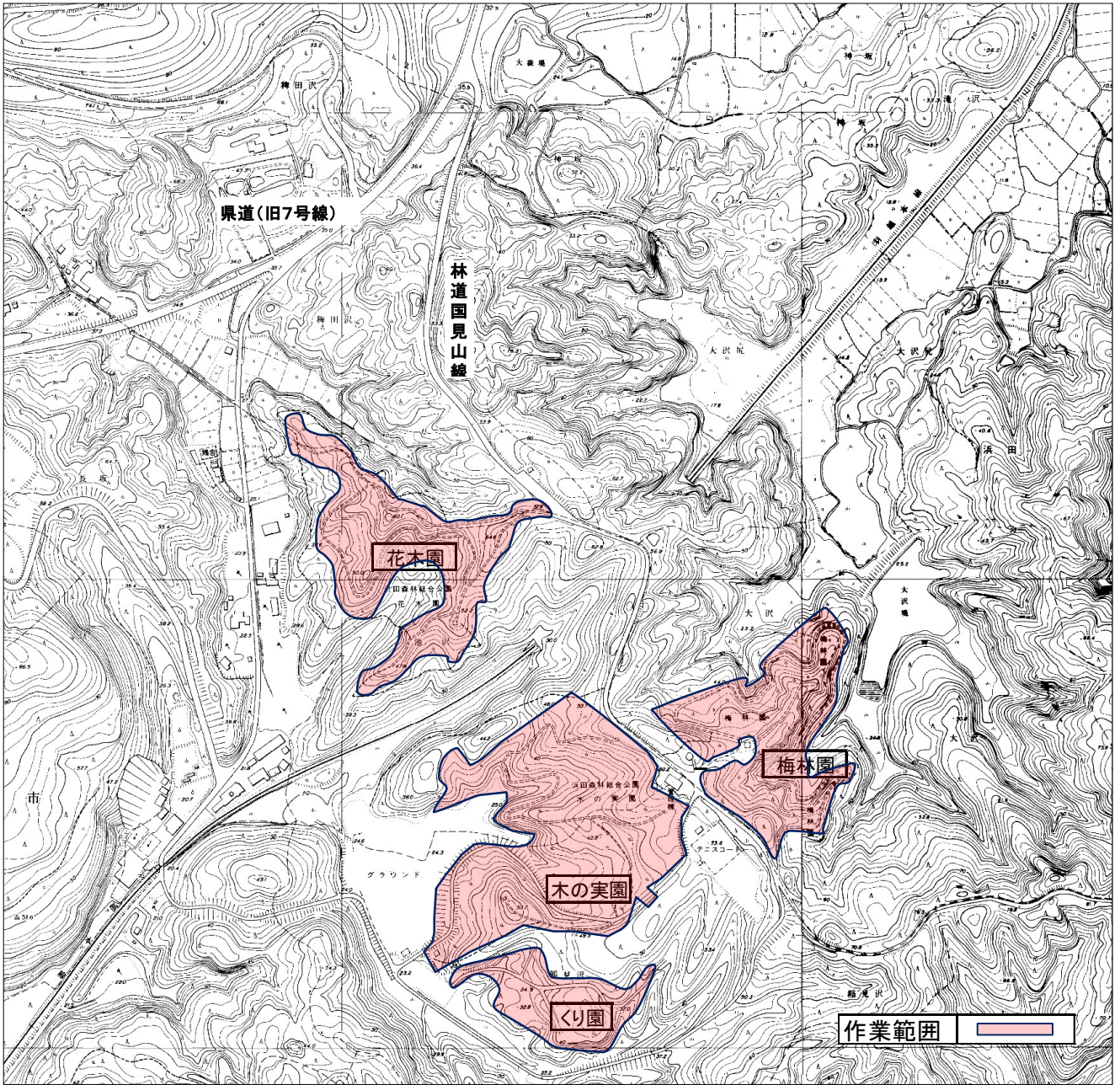
2 受託者は業務を完了したときは、業務完了報告書及び工程管理写真等により、速やかに委託者に報告し、検査を受けるものとする。

3 受託者は、検査時に不備があった場合は、監督員の指示に従い、指摘点について改善するための措置を講じなければならない。

### 3-2 受託者の責務

受託者は、業務完了後においても、明らかに受託者の責に帰すべき原因により不良箇所が発見された場合は、委託者の指示に従い速やかに必要な措置を講じなければならない。

# 浜田森林総合公園



# 大滝山自然公園

